

## 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等（概要）

販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後8時から午後10時までの間に、成猫（生後1年以上のねこのことをいう。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、平成26年5月31日までの間、経過措置が設けられているところ。

この経過措置について、さらに2年間（平成28年5月31日まで）延長し、以下の省令等を改正する。

### ○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

（平成18年1月20日環境省令第19号）（抜粋）

#### 附則（平成24年5月21日環境省令第13号）

（経過措置）

第3条 販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後8時から午後10時までの間に、成猫（生後1年以上のねこのことをいう。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、平成26年5月31日までの間は、当該成猫については、この省令による改正後の第3条第2項第9号及び第8条第4号の規定は、適用しない。

### ○第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

（平成18年1月20日環境省告示第20号）（抜粋）

#### 附則（平成24年5月21日環境省告示第83号）

販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後8時から午後10時までの間に、成猫（生後1年以上のねこのことをいう。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、平成26年5月31日までの間は、当該成猫については、この告示による改正後の第5条第1号又及び第5号イの規定は、適用しない。